

船舶事故調査報告書

平成28年1月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年12月7日 14時45分ごろ
発生場所	鹿児島県徳之島町亀徳港 亀徳港南防波堤灯台から真方位305°430m付近 (概位 北緯27°44.5′ 東経129°01.5′)
事故の概要	貨物フェリーみさきは、荷役作業中、航海士の左手がコンテナと車両甲板の側壁との間に挟まれた。 航海士は、左手首を骨折した。
事故調査の経過	平成26年2月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物フェリー みさき、999トン 133572、共同組海運株式会社（以下「A社」という。） 89.52m×13.50m×8.08m、鋼 ディーゼル機関1基、2,942kW、平成5年11月18日
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成元年12月21日 免状交付年月日 平成21年9月8日 免状有効期間満了日 平成26年12月20日 航海士A 男性 58歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和57年12月1日 免状交付年月日 平成23年4月8日 免状有効期間満了日 平成28年4月7日 陸上作業責任者 男性 56歳 フォークリフトの運転者 男性 28歳 フォークリフト運転技能講習修了証
死傷者等	重傷 1人（航海士A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向東、波高約1m、潮汐 下げ潮の中央期

事故の経過

本船は、船長及び航海士 A ほか 7 人が乗り組み、亀徳港の岸壁に両舷錨を入れて船尾着けとした状態で平成 25 年 12 月 7 日 13 時 15 分ごろロールオンロールオフ方式による荷役作業を始めた。

本船は、航海士 A が船内作業指揮者として車両甲板で車両及びコンテナ等の積載状況の監視に当たり、荷役作業を行う会社（以下「B 社」という。）の担当者が陸上作業責任者として荷役作業の指揮をとっていた。

陸上作業責任者は、車両甲板船尾部の左舷側に立ち、コンテナ 1 個を運搬するフォークリフトの運転者に対し、笛と携帯ライトで車両甲板船尾部右舷側の壁面近くの積載予定場所に誘導した。

航海士 A は、積載予定場所の船首側に立ち、同場所の船首側に積み込まれていた鹿児島県沖永良部島^{おきのえらぶ}向けの新車の乗用車にコンテナが接触しないよう監視を行っていた。

陸上作業責任者は、14 時 45 分ごろ、積載予定場所にコンテナを置かせたところ「あーっ」という声が聞こえたので、コンテナの船首側を確認すると、航海士 A が左手をコンテナと側壁との間に挟まれて負傷し、コンテナの船首側に座り込んでいるのを目撃した。

陸上作業責任者は、フォークリフトでコンテナを持ち上げて後退させたのち、乗用車で病院に搬送した。

航海士 A は、左手首の骨折と診断され、約 2 か月の入院加療を要した。

(写真 1、写真 2 参照)



船尾ランプウェイ

写真 1 荷役中の本船



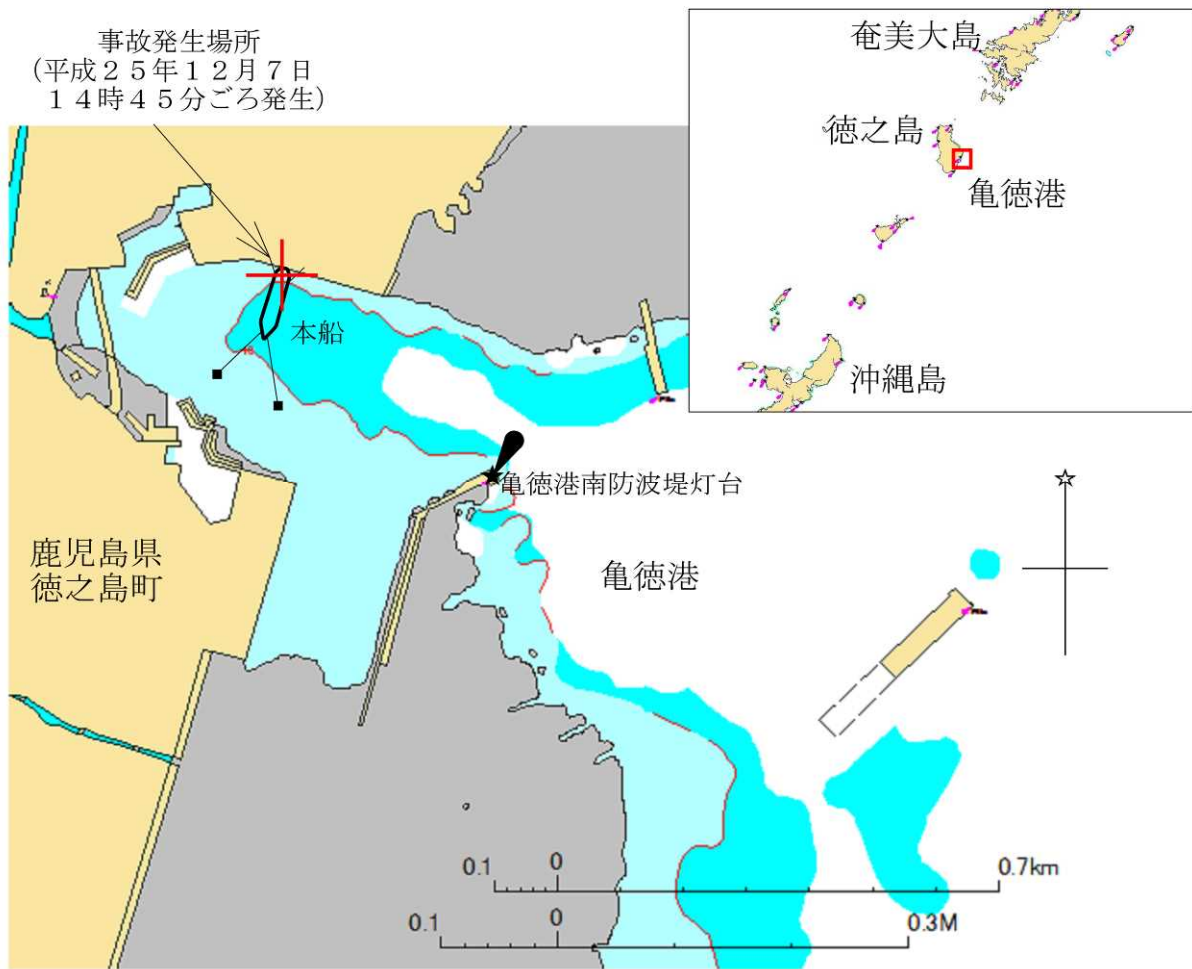
積載予定場所

上甲板へ通じる
階段の出入口

写真 2 積載予定場所付近

	(付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生状況概略図 参照)
その他の事項	<p>フォークリフトの運転者は、陸上作業責任者の指示に従って通行帯を示す白線を目安にできるだけ側壁に寄せるよう運転していた。</p> <p>航海士Aは、作業服にヘルメット、安全ベスト及び作業用手袋を着用していた。</p> <p>船長は、亀徳港に着岸中、時折うねりが寄せ、本事故当時も船体が動揺していたが、本事故の発生に影響はなかったと感じた。</p> <p>A社は、安全管理規程の作業基準において、陸上作業責任者が、陸上作業員を指揮し、乗下船する旅客及び車両の誘導を行うこととしていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、亀徳港において、ロールオンロールオフ方式でコンテナの積載作業中、船内作業指揮者である航海士Aの左手が積載予定場所付近に置かれたコンテナと側壁との間に挟まれたことから、負傷したものと考えられるが、挟まれるに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、亀徳港において、ロールオンロールオフ方式でコンテナの積載作業中、船内作業指揮者である航海士Aの左手が積載予定場所付近に置かれたコンテナと側壁との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>A社は、A社船乗組員及びB社に対し、次のような注意事項を周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両甲板で作業に当たる者は、荷役作業中、陸上作業責任者が見える場所に位置すること。 ・車両甲板で作業に当たる者は、コンテナが動いているときには、コンテナ周辺には近寄らないこと。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の誘導に当たる者は、積載予定場所付近にいる者に十分に注意を払い、必要に応じて注意の喚起を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生状況概略図

